

保護預かり約款
変更の概要及び新旧対照表（平成 29 年 8 月 9 日付改定）

(1) 変更の概要

平成 30 年 3 月 31 日のグリーンシート制度終了を見据え、保護預かり等の残高がないまま、最終取引から一年を経過したお客様及び、保護預かり等の残高がないまま制度終了を迎えたお客様の解約を行う旨の規定を設けたものであります。

(2) 改定の内容

改定箇所には下線を付しております。

現行規程	改定案
<p>(解約)</p> <p>第19 条 次にあげる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(2) 第 27 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>(3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合</p> <p>(5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約の継続をしがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(6) 保護預り証券等の残高がないまま、その最終の取引から<u>三年</u>を経過したとき (新 設)</p> <p><u>(7)</u> やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>	<p>(解約)</p> <p>第19 条 次にあげる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(2) 第 27 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>(3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合</p> <p>(5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約の継続をしがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(6) 保護預り証券等の残高がないまま、その最終の取引から<u>一年</u>を経過したとき</p> <p><u>(7)</u> 保護預り証券等の残高がないまま、<u>グリーンシート制度の終了を迎えたとき</u></p> <p><u>(8)</u> やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>

以上